

石川県公報

平成 24 年 12 月 28 日 (金曜日)

号 外

(第 93 号)

目 次

規 則	告 示
養ほつ振興法施行細則等の一部を改正する規則 (生産流通課) 1	申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則第 2 条に規定する申請書等の一部改正 (行政経営課) 6

規 則

養ほつ振興法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六十八号

養ほつ振興法施行細則等の一部を改正する規則

(養ほつ振興法施行細則の一部改正)

第一条 養ほつ振興法施行細則(昭和三十一年石川県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法施行細則

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「養ほつ振興法」を「養蜂振興法」に、「以下」を「以下」に、「及び養ほつ振興法施行細則」を「の施行に関し、養蜂振興法施行規則」に、「以下「施行規則」という)の施行に関し)を「)に定めるもののほか」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条中「届出書は様式第一号によらなければならない」を「届出は、別記様式第一号による届出書を提出して行うものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第三条第三項の規定による変更の届出は、別記様式第二号による届出書を提出して行うものとする。

第三条中「施行規則第二条」を「法第四条第一項」に、「許可申請書は様式第一号による」を「許可の申請は、別記様式第三号による申請書を提出して行う」に、「転飼場所附近」を「当該申請書には転飼場所付近」に改める。

第四条第一項中「亡失又はき損した場合は遅滞なく様式第三号の」を「亡失し、又は毀損した場合は、遅滞なく、別記様式第四号による」に改め、「き損した場合にあつては、その許可証を添え」を削る。

第五条中「転飼の」を「転飼を」に、「様式第四号」を「別記様式第五号」に改める。

本則に次の一条を加える。

(身分証明書)

第六条 法第九条第二項の職員的身分を示す証明書の様式は、別記様式第六号によるものとする。

様式を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

石川県知事 様

住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名



養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間			
		月 日	から	月 日	まで
		月 日	から	月 日	まで
		月 日	から	月 日	まで
		月 日	から	月 日	まで
		月 日	から	月 日	まで

備考

- 飼育計画は、1 月 1 日から 12 月 31 日までについて記入してください。
- 飼育場所は、字及び地番まで記入してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。
- 届出者本人 (法人にあっては、代表者に限る。) が署名するときは、押印を省略することができます。

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

石川県知事 様

住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名



養蜂振興法第 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育変更届を提出します。

記

1 変更事項

2 変更内容

(変更前)	(変更後)

備考

- 1 飼育場所を変更した場合にあっては、飼育場所は字及び地番まで記入してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。
- 3 届出者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名するときは、押印を省略することができます。

別記様式第 3 号（第 3 条関係）

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

年 月 日

石川県知事 様

本籍地

現住所

通信連絡場所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名



下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	飼育予定最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者住所氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

備考

- 1 転飼しようとする場所は、字及び地番まで記入してください。
- 2 転飼しようとする転飼場所付近の見取図を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。
- 4 申請者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名するときは、押印を省略することができます。

別記様式第 4 号（第 4 条関係）

転 飼 許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

石川県知事 様

住所

転飼場所

通信連絡場所

氏名又は名称及び代表者氏名



転飼許可証を 亡失 したので、養蜂振興法施行細則第 4 条の規定により、転飼許可証の再交付を申請します。
す。 毀損

備考

- 1 転飼許可証を毀損した場合にあっては、毀損した転飼許可証を添えて提出してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。
- 3 申請者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名するときは、押印を省略することができます。

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)

転 飼 成 績 報 告 書

年 月 日

石川県知事 様

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

㊦

養蜂振興法施行細則第 5 条の規定により、次のとおり報告します。

記

飼育場所	蜂群数	転飼期間	採蜜量	採ろう量	蜜源及び流蜜の状態	摘要

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。
- 2 報告者本人 (法人にあっては、代表者に限る。) が署名するときは、押印を省略することができます。

別記様式第 6 号 (第 6 条関係)

(表)

第 号 年 月 日交付

養蜂振興法第 9 条第 1 項の規定により立入検査をする職員の身分証明書

写 真

(写真のサイズは
縦30ミリ、横25ミリ)

職 名

氏 名

生年月日

石川県知事

印

(裏)

養蜂振興法 (抜粋)

(報告及び立入検査)

- 第 9 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第13条 第 9 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。

(石川県養蜂転飼取締条例施行規則の一部改正)

第 二 条 石川県養蜂転飼取締条例施行規則(平成十年石川県規則第三十号)の一部を次のものに改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「ほり群数」を「蜂群数」に改める。

(みつばちについての腐そ病のまん延防止に関する規則の一部改正)

第 三 条 みつばちについての腐そ病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年石川県規則第二十一号)の一部を次のものに改正する。

題名中「みつばち」を「蜜蜂」に、「腐そ病」を「腐蛆病」に改める。

第 一 条 中「みつばちの腐そ病」を「蜜蜂の腐蛆病」に改める。

第 二 条 中「腐そ病」を「腐蛆病」に、「採みつ」を「採蜜」に、「みつばち」を「蜜蜂」に、「巣わく、巣ひみつ及びみつろうをいづ」を「巣枠、巣脾、蜂蜜及び蜜ろうをいづ」に改める。

第 三 条 中「みつばち」を「蜜蜂」に、「腐そ病」を「腐蛆病」に、「腐そ病検査証明書」を「腐蛆病検査証明書」に、「腐そ病検査済証」を「腐蛆病検査済証」に改める。

第 四 条 第 一 項 中「みつばち」を「蜜蜂」に、「腐そ病」を「腐蛆病」に、「腐そ病検査証明書」を「腐蛆病検査証明書」に、「巣箱に腐そ病検査済証をちよつ付した」を「巣箱に腐蛆病検査済証を貼り付けた」に改める。

第 五 条 第 一 項 中「みつばち」を「蜜蜂」に、「腐そ病」を「腐蛆病」に、「又は」を「又は」に改める。

別記様式第一号中「みつばち腐そ病検査願」を「蜜蜂腐蛆病検査願」に、「みつばち」を「蜜蜂」に、「みつばちについての腐そ病のまん延防止に関する規則」を「蜜蜂についての腐蛆病のまん延防止に関する規則」に、「移出ほり群数」を「移出蜂群数」に改める。

別記様式第二号中「腐そ病検査証明書」を「腐蛆病検査証明書」に、「みつばち等」を「蜜蜂等」に、「腐そ病検査」を「腐蛆病検査」に改める。

別記様式第三号中「腐そ病検査済証」を「腐蛆病検査済証」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の養蜂振興法施行細則、石川県養蜂転飼取締条例施行規則及びみつばちについての腐そ病のまん延防止に関する規則の規定に基づき作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

石川県告示第578号

申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則第 2 条に規定する申請書等（平成11年石川県告示第184号）の一部を次のように改正し、平成25年 1 月 1 日から施行する。

平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中

「みつばち腐そ病検査願	みつばちについての腐そ病のまん延防止に関する規則（昭和31年石川県規則第21号）	別記様式第 1 号	を
「蜜蜂腐蛆病検査願	蜜蜂についての腐蛆病のまん延防止に関する規則（昭和31年石川県規則第21号）	別記様式第 1 号	に

改める。